

平成26年労第471号
併合
平成26年労第472号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行った、請求人A（以下「請求人A」という。）に対する遺族補償給付及び請求人B（以下「請求人B」という。請求人A及び請求人Bを併せて、以下「請求人両名」という。）に対する葬祭料を支給しない旨の各処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人Aの亡父であり、請求人Bの亡子であるC（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、D県D市所在のE会社D支店（以下「会社」という。）に入社し、引越し業務に従事していた。

請求人Bによると、平成〇年〇月頃、団地住民の紙袋の紛失事件が発生し、防犯カメラに、被災者が当該紙袋を引越し荷物の中に入れて運ぶ様子が記録されていたことから、被災者は、窃盗を疑われ、会社と当該住民との示談金15万円のうち3万円を負担させられた。その後、被災者は、上司の主任F（以下「F主任」という。）から、泥棒呼ばわりされたり、パチンコ店まで自動車で送られるなどのパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けるようになったとしている。

被災者は、平成〇年〇月〇日に休暇を取得後、D県D市内の交差点において、自動車内で死亡しているのが発見された。同月〇日付け死体検案書には、死亡したとき「平成〇年〇月〇日頃」、直接死因「凍死」、死因の種類「自殺」、外因死の追加事項として「多量の催眠薬を飲み車両内で眠り凍死」と記載されている。

被災者は、平成〇年〇月〇日、無力感、不眠などを訴え、Gクリニックに受診し「神経症性障害」と診断され、同年〇月末に自殺未遂を起こし、同年〇月〇日、H病院に受診し「うつ状態」と診断された。さらに、平成〇年〇月〇日、Iクリニックに受診し「自律神経失調症」と診断されていた。

請求人両名は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して、請求人Aは遺族補償給付を、請求人Bは葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の各処分をした。

請求人両名は、これらの各処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）にそれぞれ審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれらをいずれも棄却したので、請求人両名は、さらに、これらの決定を不服として、各々再審査請求に及んだものである。

なお、当審査会は、これらの再審査請求については併合して審理を行う必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第14条の2の規定により、これらを併合したものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）

作成の被災者に係る業務起因性の医学的見解によると、被災者は、平成〇年〇

月頃に ICD-10 診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病し、増悪、軽減を繰り返しながら継続していたもので、死亡するまで寛解していた時期はないとされている。被災者の症状等の経過に照らすと、当審査会としても専門部会の医学的見解は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 発病前おおむね6か月間の出来事について

当審査会において関係資料を再度精査したところ、被災者は、本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、個人事業主として配送の仕事をしてきたことが認められるが、被災者が評価期間において労働者災害補償保険に特別加入（一人親方等）をしていたという資料は確認されず、仮に被災者が当該特別加入をしていたとして検討しても、認定基準別表1の業務による心理的負荷評価表の対象となる出来事は確認されない。

一方、Gクリニックの診療録や請求人Bの申述などから、急な離婚話や夫婦の別居（心理的負荷の強度Ⅲ）、嫁が知らないところで作った多額の借金（心理的負荷の強度Ⅲ）など認定基準別表2の業務以外の心理的負荷評価表の対象となる出来事が複数確認されることから、当審査会としても、被災者の本件疾病の発病は、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(4) 発病後の出来事について

被災者の本件疾病の発病から死亡に至るまでの間において、被災者の本件疾病を著しく悪化させるような認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

なお、請求人らは、F主任によるパワハラにより被災者は精神障害を発病し、その後自死に至った旨主張するが、上記(3)のとおり、被災者の本件疾病の発病は業務上の事由によるものとは認められず、また、仮に請求人らが主張するF主任による被災者に対する不当な言動があったとして検討しても、その内容は、F主任から、窃盗を疑われたり、パチンコ店まで自動車ですら送られるなどしたこと、被災者が車上荒らしに遭った際、休暇取得を認めず、暴言を吐か

れたことなどといったものであり、当該出来事は、被災者の本件疾病を著しく悪化させるような認定基準別表1の「特別な出来事」に該当するとは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人兩名に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。